

社会資本整備審議会 第43回建築分科会

平成31年1月18日

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、第43回建築分科会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、一般の傍聴及びマスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。また、カメラ撮りにつきましては、議事開始までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、議事録は、委員の先生方にご確認いただいた上で、お名前を伏せた形で、インターネット等において公開することといたしたいと存じますので、あらかじめ、ご了承いただければと思います。

なお、本日の部会では、ペーパーレス化対応の機器手配の都合によりまして、紙媒体の資料のみの配付とさせていただきます。

また、委員の皆様の前にはスタンドマイクを設置しております。ご発言時には、右下の青色のボタンを押していただき、ご発言終了時には、再度、同じボタンを押していただければと存じます。

それでは、開会に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。まず、資料1-1は第二次報告案、資料1-2は第二次報告の概要、資料1-3は第二次報告案の参考資料でございます。参考資料1は委員名簿、参考資料2は審議会令、参考資料3は第二次報告案に関するパブリックコメントについてでございます。資料の欠落等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

よろしいでしょうか。

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。建築分科会の委員及び臨時委員の27名のうち、21名のご出席をいただいております。社会資本整備審議会令第9条によりまして、本分科会は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、本委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、臨時委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、所用のため、ご欠席との連絡をいただいております。

それでは、これより議事に入ります。カメラ撮りは、ここまでとさせていただきます。

以後の議事運営につきましては、分科会長にお願いしたいと思います。分科会長、よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 委員の先生方、本日はお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に沿いまして、議事を進めさせていただきます。

本日の議事は、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について」（建築環境部会第二次報告）についてでございます。

前回、第42回建築分科会を、9月21日に建築環境部会と合同で開催させていただきました。その後、建築環境部会は10月29日、12月3日と開催し、ご議論いただき、先ほどまで、もう一度行っていたんですが、今日、部会を開いて、第二次報告が取りまとめられたところでございます。

今日の建築分科会では、その報告についてお諮りして、建築分科会の第二次報告としての取りまとめを行いたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

では、第二次報告について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 本日は、建築環境部会において取りまとめいただいた報告につきまして、概要2枚紙、資料1-2をベースに、ご説明いたします。特に、建築環境部会で最もご議論いただきましたⅡ章、新築住宅・建築物の省エネルギー基準への適合の確保を中心に、ご説明させていただきます。

まずⅠ章、はじめにでございますが、パリ協定を踏まえた2030年度における温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、住宅・建築物分野において、2030年度のエネルギー消費量を2013年度と比較して約2割削減することが必要とされ、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図ることは喫緊の課題とされております。

続きましてⅡ章、新築住宅・建築物の省エネルギー基準への適合の確保、(1)適合義務制度の対象範囲の拡大をごらんください。

左の欄ですが、建築物の規模、用途ごとに、省エネ基準への適合状況、エネルギー消費量、関連事業者の設計、施工などの実態、審査体制、省エネに関する投資の費用対効果、市場への影響などを十分に勘案する必要があるとの指摘がありまして、これらに関し、資料1-1、部会報告4ページをごらんください。33行目以降になりますが、省エネ基準

への適合率、中規模建築物は91%と比較的高い水準にある一方で、住宅及び小規模建築物は57%から69%にとどまっております。

5ページをごらんください。新築件数とエネルギー消費量、関連事業者の省エネ基準への習熟状況、6ページに入りまして、省エネ基準への適合のための追加コストに関する資料、届出制度の執行状況などが記載されております。ちなみに、届出率につきましては、7ページのとおりとなっております。

こうした状況を踏まえまして、再度、資料1-2、概要2枚紙にお戻りください。

IIの(1)の右の箱になりますが、部会報告では、大規模建築物に加え、省エネ基準への適合率が91%と比較的高いなど、市場の混乱のおそれがないと考えられる中規模建築物を適合義務制度の対象とすることが適当としております。

一方で、左の箱になりますが、住宅及び小規模建築物は省エネ基準適合率が比較的低いなど、適合義務制度の対象とした場合、市場の混乱等を引き起こすことが懸念されるとしております。このうち、大規模住宅、中規模住宅——300平米以上の住宅が該当いたしますが——につきましては、現在、着工前に、省エネに関する計算書等の届出を行い、省エネ基準に適合していない場合、所管行政庁が指示、命令を行い、是正を促す制度が適用されています。

(2)の左の箱をごらんください。この届出制度につきまして、省エネ基準への適合審査に係る業務負担が大きく、基準不適合物件への指示・命令等を行えていない所管行政庁が存在することが課題であり、これに対しまして、右にまいりまして、民間審査機関の評価を受けている場合、適合審査の手続を簡素化し、所管行政庁の業務負担を軽減することで、基準不適合物件等への対応の強化につなげることが適当とされております。

また、小規模住宅・小規模建築物につきましては、左側の箱になりますが、建築主が省エネ性能について理解していない場合が多い一方、建築主が居住者・利用者になることが多く、省エネ性能の情報が提供されれば建築主の行動変容につながる蓋然性が高く、右側にまいりまして、建築士に対して、説明を行った住宅に関し、省エネ計算を行い、建築主に省エネ基準への適否などの説明を義務づける制度を創設し、建築主の行動変容を促すことが適当とされております。

これらにつきまして、資料1-1にお戻りいただきまして、部会報告の7ページをごらんいただきたいと思っております。

2. 講ずべき施策の方向、(1) 適合義務制度の対象範囲の拡大でございます。中規模建

建築物につきましては、7行目から13行目に記載のような状況にございまして、適合義務制度の対象に加えたとしても市場の混乱などのおそれはないものと考えられる。

他方で、住宅及び小規模建築物については、省エネ基準への適合率が57%から69%と比較的低い水準にとどまっているため、適合義務制度の対象とした場合、市場の混乱を引き起こすことが懸念されるとされております。

特に、小規模住宅・小規模建築物につきましては、24行目以降となりますが、中小の工務店や設計事務所等の関連事業者には省エネ基準等に習熟していない者が相当程度存在している。

これに加えて、新築件数が非常に多いことから、適合義務化に必要な体制が整わないおそれがあるといった状況にあることから、適合義務制度の対象とした場合、市場の混乱を引き起こすことが強く懸念されるとされております。

さらに、エネルギー消費量が住まい方・使い方に大きく依存すること。

建築主に個人が多く含まれ、個人の価値観を踏まえたデザインや快適性等に対するニーズに応えるために建築設計の自由度を確保する必要があることなどから、画一的な規制になじむのかという点について慎重に考える必要があるとの意見もあった。

加えて、2019年10月に消費税率の引上げが予定されており、同時期にコストアップを伴う規制を導入した場合、住宅投資への影響が懸念されるとの意見もあった。

こうした状況に鑑み、エネルギー基本計画等の閣議決定に示されている基本的方針を踏まえれば、新たに中規模建築物を適合義務制度の対象とすることが適当であるとされております。

続きまして、同じく8ページの(2)あわせて推進すべき施策をごらんください。

まず、大規模住宅・中規模住宅について、大規模住宅・中規模住宅は届出制度の対象であるが、省エネ基準への適合審査に係る業務負担が大きい等の理由から、基準不適合物件への指示・命令や無届出物件への督促を行えていない所管行政庁が相当程度存在しており、十分に機能していない面があり、実効性を向上させるための措置が必要である。

具体的には、登録省エネ判定機関等の民間審査機関による評価を受けている場合には、省エネ基準への適合審査の手続の簡素化を通じて業務の効率化を進めることにより、所管行政庁の業務負担を軽減し、基準不適合物件等への対応の強化につなげるのが適当である。

あわせて、基準不適合物件等への対応に係るガイドラインを策定し、所管行政庁が、地

域の実情等を踏まえ適確に制度を運用できる環境整備を行う必要があるとされております。

また、小規模住宅・小規模建築物につきましては、省エネに関し専門的知見を有さない個人が建築主であることが多い。

省エネ計画等が行われていない場合が多く、建築主に省エネ性能に関する情報が十分に提供されていないことが多いことから、建築主が新築される住宅・建築物の省エネ性能について十分に理解していない場合も多い。

一方、このセグメントにおいては、建築主がそのまま居住者・利用者になることが多いと考えられるため、省エネ性能に対する情報が提供されれば建築主の行動変容につながる蓋然性が高い。

こうした状況を踏まえれば、省エネ基準への適合を促進する上で、建築主の行動変容を促すことが重要であるため、省エネ基準への適否等を設計段階から建築主に確実に提供することが有効と考えられる。このため、設計時において、設計者である建築士に対して、建築主の意向を把握した上で、建築主に省エネ基準への適否等の説明を義務づける制度を創設することが適当である。

当該制度の運用にあたり、設計終了時に建築士が省エネ基準への適否等を記載した書面を交付するなど、建築士による適切な説明を徹底するために必要な措置を講じるとともに、建築士が省エネ基準への適否等の説明を行う際に、あわせて、省エネ性能を向上させるための措置を提案するよう建築士に対して促すことも重要であるとされております。

再び、資料1-2、概要2枚紙にお戻りください。

1 ページ目の(3)、(4)になりますが、また、これらに関連いたしまして、省エネ基準の簡素化や伝統的構法の住宅の省エネ基準の合理化などについての検討や、光熱費の低減だけではなく、断熱化により室内の温熱環境の改善やヒートショックの防止など、居住者の健康維持につながることに関し、理解を促すことが必要とされております。

具体的には、部会報告、9 ページ以降に記載してございます。今後、中規模建築物を適合義務制度の対象とするにあたって、また、小規模住宅・小規模建築物において建築士から建築主に対する説明義務制度を創設するにあたって、手続の簡素化や基準の簡素化について検討する必要があるとされております。

また、伝統的構法の住宅についての省エネ基準の合理化や快適性の観点から、市場に流通している床暖房等の省エネ基準における取り扱い、地中熱を活用した冷暖房設備など、現行の省エネ基準ではその効果が十分評価できていない技術についての適切な評価手法の

検討を進める必要があるとされております。

さらに、部会報告の10ページ、11行目以降となりますが、住宅・建築物の省エネ性能の向上を進めるためには、施策の推進とあわせて、省エネ性能向上による光熱費や温室効果ガス排出量の削減など、その必要性や効果について、住宅・建築物の建築主、買主、借主などの消費者に対して情報発信を行うことが必要である。

この際、省エネ性能の向上は、光熱費等の削減だけではなく、断熱化により、室内の温熱環境の改善や、ヒートショックの防止及び壁の表面結露、カビ発生による室内空気質の汚染防止等による居住者の健康維持や快適性の向上等につながることに理解を促すことが必要である。

建築士から建築主に対する説明義務制度の運用にあたり、建築士が省エネ基準への適否等の説明を行う際に、あわせて、住宅・建築物の省エネ性能の向上の必要性や効果について説明するよう建築士に対して促すことも必要であるとされてございます。

再び、資料1-2、概要2枚紙にお戻りください。

2枚目をごらんください。Ⅲ章、高い省エネルギー性能を有する新築住宅・建築物の供給促進と、Ⅳ章、既存住宅・建築物の省エネルギー性能向上となっております。箱の右の欄のみのご説明とさせていただきます。現在、建売住宅のみを対象としております住宅トップランナー制度、これは報告書の11ページに説明しておりますが、省エネ法に基づく家電トップランナー制度等を参考にして2008年に導入されたものであり、年間150戸以上の建売住宅を供給する大手事業者に対し、誘導的な基準を設定し、必要に応じ、国土交通大臣が勧告などを行うことで、建売住宅全体の省エネ性能の向上に大きく寄与しております。

これに関しまして、注文戸建住宅や賃貸アパートの建築を大量に請け負う住宅事業者、いわゆるハウスメーカーを対象に追加することが適当とされております。

また、複数の住宅建築物の連携による省エネ性能向上の取り組みを高い省エネ性能を有する住宅・建築物に対する容積率特例に係る認定制度の対象とすることが適当。

ZEHなどについて、引き続き、支援を行うとともに、蓄電池等の現行の省エネ基準ではその効果が十分に評価できていない技術、すなわち未評価技術ということになりますが、こうした技術の評価手法の検討を進めることが必要とされております。

さらには、長期間利用するリビングなどの特定の部屋の省エネ改修など部分的・効率的な省エネ改修の有効性を検証しつつ、こうした改修を促す方策や、省エネ性能を簡易に診

断・評価する手法の検討が必要。

住宅事業者に対し住宅情報提供サイト等への省エネ性能の表示を促す方策や、光熱費の削減効果などの表示方法の検討等が必要とされております。

最後になりますが、V. おわりにで、本報告で取りまとめられた対策が適確に実施されるなどの前提で行った試算によれば、新築の住宅・建築物において実現すべきエネルギー削減量の達成は可能であると見込まれております。

また、2050年までに80%の温室効果ガスの削減を目指すといった長期的な目標の達成も見据え、住宅・建築物の省エネ性能の実態等を継続的に把握し、制度の不断の見直し等を図っていくべきとされてございます。

報告については以上でございますが、引き続きまして、参考資料3をごらんください。少し分厚い、80枚ほどの資料になってございます。

建築環境部会における報告の作成に際しまして、昨年12月7日から本年1月1日までの30日間にわたりましてパブリックコメントを行ったところ、593の個人・団体から902件のご意見をいただいております。委員の方々には、事前にご確認いただけるよう、資料送付をさせていただいております。本日は、時間の都合上、主要な箇所について、ご説明させていただきます。

主な意見としては、3ページ目をお開きください。報告案では、パリ協定に基づく削減目標に到達できないのではとのご意見が9件ございました。

これにつきましては、報告で取りまとめた対策が適確に実施されるなどの前提で行った試算によれば、削減量の達成は可能であると見込んでおり、その旨、報告にも記載してございます。

4ページをごらんください。報告案は閣議決定に反しているのではとのご意見が8件ございました。

これにつきましては、閣議決定において、適合義務化に関する施策の基本的方向が定められており、これを踏まえ、中規模建築物について適合義務化の対象とするものであること。このため、報告案を踏まえ、必要な制度見直しの検討を進めること。今後の関連施策については、制度の不断の見直し等を図っていくべきとしてございます。

続きまして、6ページをごらんください。一番下にありますが、追加コストの回収期間の試算は適切できないとのご意見が15件ございました。

これにつきましては、今般、2016年度に実施した住宅の省エネ性能に関するアンケ

ート調査をもとに、市場において一般的と考えられる仕様を設定し、追加的に試算を行い、それに基づき、記述を修正したものを部会報告としておるところでございます。

少し飛びますが、15ページをごらんください。小規模住宅を含め省エネ基準への適合を義務化すべきといったご意見が281件ございました。

今回最も意見が多かったところでございますが、これにつきましては、先ほどご紹介いたしました部会報告の考え方でもって、部会報告を取りまとめているところでございます。

21ページをお開きください。一方で、住宅には省エネ基準への適合を義務化すべきではないといったご意見も81件あったところでございます。

また、26ページでございますが、説明義務制度は有効であるとのご意見が18件あり、29ページでございますが、説明義務は実効性のある方法を措置すべきとのご意見が34件ございました。説明義務における説明内容につきましては、いただいたご意見も参考にしつつ、今後、検討を進めていくこととしております。

続きまして、37ページをお開きください。(3)省エネルギー基準のあり方に関し、分かりやすい・使いやすい基準の簡素化を着実に実施すべきとのご意見が19件あり、また、44ページになりますが、快適性の観点から市場に流通している床暖房などについての省エネ基準における取り扱い、これはそれを進めてほしいといったご意見が19件ありました。

また、45ページになりますが、沖縄における省エネ基準の検討、46ページには、沖縄に限らず、地域特性を加味した省エネ基準の検討を進めてほしいとのご意見が、それぞれ83件、9件ございました。これら省エネ基準のあり方の検討につきましては、報告にも記載されておりますし、いただいたご意見を参考にしつつ、検討していくこととしております。

続きまして、55ページをごらんください。(4)消費者に対する情報発信といたしまして、省エネ住宅のメリットなどを消費者に周知・啓発すべきとのご意見が7件ございました。

これについても、既に報告に記載されておりますが、今後、説明義務制度の検討などとあわせて、参考にさせていただくこととしております。

続きまして、57ページには、トップランナー制度の拡充に賛成とのご意見が5件、59ページには、拡充に反対とのご意見が4件ございました。

続きまして、73ページをごらんください。流通段階等で省エネ性能の表示・説明を義

務化等すべきといったご意見が94件ございました。

これについては、既存ストックの流通時に住宅性能の表示などを義務化することにつきましては、慎重な検討が必要であり、今後の検討課題とする旨、記載してございます。

最後になりますが、77ページ、今後のロードマップを策定すべきとのご意見が11件ございました。

まずは報告案で取りまとめられました施策を適確に実現し、その上で、2050年までに80%の温室効果ガスの削減を目指すといった長期的目標の達成も見据え、制度の不断の見直しを図っていくことが重要と考えている旨、記載してございます。

駆け足になりましたが、建築環境部会報告の内容及びパブリックコメントの概要につきましての説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見等を承りたいと思います。よろしくお願いいたします。どなたからでも結構ですけれども、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 今のご報告でいいますと、10ページの消費者に対する情報発信というところですが、実は私、前の部会で言うべきことをちょっと忘れておまして、消費者がより積極的にエネルギーの節約をする、そのためにお金を払うべきだというような議論がございまして、では、一体どれくらい光熱費が節約できるかという観点から、設備投資の回収期間というお話が前の部会であったんですけど、そのときにもした議論ですが、情報発信ということがいいますと、もう一つ、この報告書に載せるかどうかは別としまして考えるべきことは、つまり、光熱費、電力の使用料、何キロワットアワーが節約できるということは、実は、単純に言えば、火力発電の発電量を減らすことができるということと同時に意味しているわけですね。そうすると、結局、それによってCO₂がどれくらい減るかということもそれは意味するわけですから、あくまで仮定の計算ですけど、つまり、光熱費が減るだけではなくて、CO₂が減ることのメリットを消費者が享受できる。とすれば、例えば、非常に大ざっぱな計算でもいいんですけど、CO₂を削減することのメリットを金額に換算して、一人一人の金額はわずかかもしれませんが、例えば10万人がそういうことをやれば、実は、CO₂の価値換算でこれくらいの金額の社会への貢献があると。つまり、単なる光熱費の削減だけでなく、もう一つ、CO₂の削減ということのメリットみたいなものを消費者に情報発信としては入れてもいいのではないかと私は思いま

した。パブリックコメントで、もっともっと厳しくやれという珍しい意見があったとご報告があったんですけど、もしかしたら、そういう意見の一部には、CO₂のことも入っているのではないかと思いますので、ちょっとおくれましたけど、申し上げました。

【分科会長】 ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】 消費者に対して、単にエネルギーコストだけではなくて、CO₂削減などのメリットについても、きちんと周知あるいは普及啓発していくという、大変貴重なご指摘ありがとうございました。

今回の報告の範囲より更に幅広いお話かと思いますので、政府の中でも関係いたします環境省さん、あるいは資源エネルギー庁さんともしっかり連携をして取り組んで参りたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 ただいまのご意見を消費者の側からもう少し具体的に申し上げますと、単なる情報発信というよりも、その中に、例えば、もっと具体的な見える化があると、よりわかりやすいということだと思えますね。例えば、CO₂を削減することによってこんな効果があるとか、消費者がすぐ、身近で実感できるようなことに結びつくような見える化の情報発信が大事だと思います。それをすることによって、価格だけでなく、それだったら、ちょっと高いけど省エネ住宅を選ぼうかというインセンティブになるのではないかなと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 前の建築環境部会に所属しておりまして、そちらでも発言したので、ちょっと二重になるところはございますけれども発言させていただきます。資料1-3の8ページの円グラフの新築住宅における省エネ性能の向上ということで、2030年までに314万キロワットの削減を新築住宅で行う必要がある。これを義務的に住宅に関して行うのか、それとも、義務と同等の方法があればいいのかというのが環境部会で長く話し合われてきた。

これまで、2,000平米以上の非住宅に関しては、年間3,000棟ぐらいしか建っていませんので、これは17年の4月1日から、規制的に法適合しないと建てられないとな

った。今回、これを非住宅300平米以上に提案されています。とすると、大体1万4,000棟ぐらい、1年間に建っていると思うんですけども、先ほど3,000棟の3倍から4倍ぐらいなので、行政的にも、これは法適合を見て、大丈夫だろうという考えです。一方、住宅は非常に件数が多いので、ロングテールをどうするかという議論で、今日本で新築住宅を義務化すると、現状60%ぐらいしか法適合していないということで、混乱する可能性がある。ドイツなどでは法適合を求めているんですけど、法律の運用方法がかなり違うので、一概に同じとは、ちょっと言いづらいと思うんです。それを住宅トップランナー制度、現状は150棟以上建てている建売住宅の方にかかっていますが、これを賃貸などとかまで範囲を広げて頑張ってもらい、あるいはゼロ・エネルギー・ハウスを推進してもらい、同等以上、314万キロリットル以上の削減効果があるというのが国交省の試算で示されております。従って、私は、このエネルギー対策の第二次の報告に関しては、極めて妥当ではないかと考えております。

それから、昨日までアメリカにいたんですけど、やはり、省エネ、エネルギー・エフィシエンシー以外に、このところ、再生可能エネルギーをどういうふうに使っていくかということが非常に話題になっております。建築単体の省エネから、もう少し踏み出して、地域や都市あるいは全体でエネマネするかということです。実は、これも今回の中に書いていただいておりますので、その点でも評価したいと思っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。もしくはご質問等をお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 今回は、いろいろな現状を踏まえて、可能な限り、できる範囲で適合義務を中規模の非住宅に適用するということだと思っておりますけれども、本来、省エネというのは非常に生活に密着した事項でありまして、国民一人一人が省エネが健康とか生活の質を上げることにつながるということを実感すれば、多分、国としての実行もスピーディーに上がっていくだろうと思うんです。そうした意味では、小規模の住宅って、なかなか現状的に適合義務というのは難しいかと思うんですけども、せめて中規模もしくは大規模、こういったあたりから適合義務を義務づけて、実体験をする人をじわじわと増やしていき、そこから、多くの人にどんどん浸透していくという流れをつくっていくのも、今回はちょっと難しいと思いますが、この先必要なのではないかと思います。特に大規模なマンショ

ンなんかですと、既に販促上のセールスポイントは省エネなんですね。いかに省エネをやっているかというのがマンションなどではセールスポイントになっています。それとか、住宅購入の意向調査、昨年を見ても、サンプルが1,200人ぐらいのリクルートの調査でしたが、駅からの近さと省エネ、どっちを重視しますかという問いかけに対しては、近いというよりは、省エネを重視しますという回答があって、意外と国民レベルでも省エネに対する関心が高まってきたというのがありますので、もう一押しすると、住宅に関する適合基準も可能になってくるのではないかと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今回の義務化以外の手段として、例えば、建築士に説明義務を負わす、最終消費者の啓蒙を含めてということも、大きな方針、軸になっておりますけれども、そういうことについてのご意見等も受けたいと思いますが、いかがでしょうか。そんなことを言っても無理ではないのとか、そういう意見でも結構ですけど。もう少し時間がありますので、ぜひ、ご意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょう。

では、〇〇委員、もう一度お願いいたします。

【〇〇委員】 第二次報告、資料1-1の9ページの一番上にありますが、今後、ガイドラインをつくったり、普及啓発をどういうふうにしていくかという具体的なアクションプランみたいなものができると思うんですけども、そのあたりの計画というのはどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

【分科会長】 お答えをお願いいたします。

【事務局】 資料1-1の9ページの上のところですが、届出制度の事務手続の合理化をしようと考えているところでございます。これは民間の評価機関を活用して合理化を進めて、それによって各行政庁における事務対応能力が上がりますので、これまで十分に行われてこなかった個別の物件で、例えば、省エネ性能の低いものに対する指導などについて、きちんと行政庁の方と連携しながら届出制度の実効性を確保していきたいと考えているところでございます。その際に、各地域の行政庁の方が、何も指針なしにやるのではなくて、なるべく一定の方向性をそろえてやりましょうといったことで、国でガイドラインを策定しようといったものでございます。こちら、今後、この答申を取りまとめいただきまして、必要な手続を経た上でガイドラインを策定するといったところでございますけれども、当然のことながら、関係する行政庁の方と足並みをそろえて対応していきたいと考

えているところでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

特段のご意見がないようでしたら、ただいまの議論を踏まえまして、第二次報告を取りまとめたいと考えておりますけれども、建築環境部会からの第二次報告について、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 特段、異議がないようですので、建築環境部会の第二次報告を建築分科会の第二次報告とし、社会資本整備審議会長へ報告したいと思えます。

委員の皆様方におかれましては、熱心にご審議いただき、ありがとうございました。

最後に私の感想を申し上げたいんですけれども、この報告案自体が今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方についてなんですけれども、先ほどの〇〇委員のご意見なんかを聞いていると、我慢しない省エネルギーは適切な家づくりからとか、省エネルギーを強調するより、我々が議論していることは、我慢しない省エネルギーだと思えますよね。何かそういうまいPR方法を、ぜひ、国交省にもお願いしたいと思えます。

次に、議事(2)その他で、事務局より何かありますでしょうか。

【事務局】 それでは、今後の予定についてご説明させていただきます。ただいま取りまとめたいただきました第二次報告につきましては、今後、分科会長より社会資本整備審議会長へ報告し、会長のご了承の後、国土交通大臣へ第二次答申として提出していただくこととなります。

それから、本日の資料でございますが、分量が多くなってございます。資料の郵送を希望される方は、机の上に残してお帰りいただければと存じます。

最後になりますが、石田局長よりご挨拶申し上げます。

【住宅局長】 分科会長をはじめとしまして、委員の皆様におかれましては、昨年9月の合同会議に引き続きまして、本日、大所高所から熱心にご議論いただきまして、分科会としての第二次報告を取りまとめいただきましたことに、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

この第二次報告を踏まえまして、中規模非住宅建築物について適合義務化の対象に追加すること、また、大規模・中規模住宅の届出制度に係ります実効性の確保、注文戸建住宅や賃貸アパートへのトップランナー制度の対象の拡大、小規模住宅・小規模建築物におけ

ます建築士から建築主への説明義務制度の創設などの措置を総合的に講じることで、住宅建築物の省エネ性能の向上に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほど説明もありましたとおり、今回のパブリックコメントにおきまして、約900件のご意見を頂戴しました。特に、住宅の適合義務化についてのご意見を多くいただいたところでございます。

今回取りまとめいただいた当面進めるべき施策の内容につきましては、いただいたパブリックコメントのご意見を全て反映しているものではございませんけれども、いただいたご意見につきましては、我が国の住まいや建築物をよりよいものにしたいというお気持ちからいただいたものだと理解しております。

私どもとしましては、今後、本答申の中でご提案いただいた施策の具体化に取り組んでいくこととなりますけれども、パブリックコメントでご意見をいただきました方々のそうした思いをしっかりと受けとめて、住宅・建築物の省エネ性能の向上に取り組んでいきたいと考えております。

最後となりますけれども、委員の先生方におかれましては、今後の関連施策の推進にあたりまして、引き続き、ご指導、ご助言をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本日は、ほんとうにありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

本日の議事については、以上で全てとなります。熱心なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第43回建築分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —